

外貨獲得加速化推進事業費補助金交付要綱

| | | | |
|----|----|----|-------|
| | 令和 | 2年 | 3月26日 |
| 改正 | 令和 | 3年 | 6月21日 |
| 改正 | 令和 | 3年 | 8月12日 |
| 改正 | 令和 | 4年 | 4月1日 |
| 改正 | 令和 | 5年 | 4月1日 |
| 改正 | 令和 | 5年 | 5月26日 |
| 改正 | 令和 | 6年 | 4月1日 |
| 改正 | 令和 | 7年 | 4月1日 |
| 改正 | 令和 | 8年 | 4月1日 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、市産品の販売促進及び販路拡大により域外からの資金（以下「外貨」という。）の獲得に資する取組を支援することにより、外貨獲得の加速化及び事業者の所得向上を図ることを目的とし、その交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市財務規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ次項の要件を満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所、工場又は住所をおく個人、法人若しくは団体
- (2) 本市ふるさと納税返礼品取扱事業者
- (3) その他市長が特に認める者

2 国、県、民間団体等から助成を受けておらず、又は受ける予定がない者であること。

3 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、域外での販売額向上を目指した、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規商品開発や商品改良事業
- (2) 商談、営業若しくは販売する事業
- (3) EC販売等による非対面型販売事業
- (4) 外貨獲得を目的とした市外観光客の誘客対策事業
- (5) 由利本荘まるごと売り込み推進協議会が推奨する戦略事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 新規商品開発や商品改良事業
 - (ア) 原材料費、委託加工費
 - (イ) パッケージやラベル、チラシやリーフレット等のデザイン制作委託及び印刷費
 - (ウ) 栄養成分の分析等に要する経費
 - (エ) 品質検査及び衛生検査等に要する経費
 - (オ) JANコードを新規で取得する際に要する経費
- (2) 商談、営業若しくは販売する事業

- (ア) 会場までの旅費（ただし、公共交通機関利用に限る）、宿泊費、商品の運搬費
- (イ) 出展手数料、会場使用料、販売手数料又は販売員促進員の手配の手数料
- (ウ) 試食、配布用サンプルに係る経費
- (3) EC販売等による非対面型販売事業
 - (ア) 自社やその商品のPR映像を放送するポータブル映像再生機本体の導入に係わる経費
 - (イ) ホームページやサイト、SNSに掲載することを目的とした商品PR映像制作に要する経費
 - (ウ) 自社やその商品をPRする映像を各種メディアやSNSで広告する際に要する経費
 - (エ) 自社ホームページの制作や改良に係わる経費
 - (オ) ECサイトへの登録や開設等に係わる初期手数料等の経費
 - (カ) 非対面型で販売出来る機器の購入やレンタル、設置や導入に係わる経費
- (4) 外貨獲得を目的とした市外観光客の誘客対策事業
 - (ア) 市外観光客向けのイベント開催に係わる使用料、手数料、広告又は謝礼等の経費
 - (イ) 市外観光客の誘客を目的とした備品購入等に係わる経費
- (5) 由利本荘まるごと売り込み推進協議会が推奨する戦略事業に係わる経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める事業に係わる経費

2 補助対象者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（消費税及び地方消費税相当額）を補助対象経費から除外することとする。

（補助金交付額）

第5条 交付合算額の上限は次の各号によるものとし、その交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号から3号及び第5号から6号の対象経費の補助上限額は、30万円とする。
- (2) 前条第4号の対象経費の補助上限額は10万円とする。

（補助率）

第6条 補助率は次の各号に掲げる率とする。

- (1) 由利本荘まるごと売り込み推進協議会員 2/3以内
- (2) ふるさと納税返礼品取扱事業者 2/3以内
- (3) 上記第1号又は第2号以外 1/3以内

（事業実施計画）

第7条 補助対象者は、外貨獲得加速化推進事業費実施（変更）計画書（様式第1号）を作成して補助金等交付申請書に添付して市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 承認を受けた計画の事業費に変更がある場合および事業を新たに追加で実施する場合は、様式第1号により変更後の実施計画書を作成し、補助金等交付変更申請書に添付して速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の申請等の手続き）

第8条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続きについては、条例及び規則に定めるところによる。

（事業の実績報告等）

第9条 補助対象者は、事業の完了後速やかに第8条に定めるところによるもののほか、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実績に関する説明資料
- (2) 領収書の写し、又は請求書の写し（ただし支払が完了した時点で速やかに領収書を提出すること。）
- (3) その他市長が必要と認める資料

(次年度以降の実施状況報告等)

第10条 補助対象者は、外貨獲得加速化推進事業実施状況報告書(様式第2号)を市長に当該年度の翌年度4月末まで提出するものとする。

(補助事業の期間)

第11条 補助事業の期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

外貨獲得加速化推進事業実施（変更）計画書

所在地

事業者名

代表者名

第1 事業の概要

| | |
|-------------------------------|--|
| 実施する事業 ※第3条(1)～(4) から選択 | |
| 事業名 | |
| 商品名 ※商品開発や改良の場合に記入 | |
| 対象事業内訳 | |
| 事業実施の目的 | |
| 期待できる効果 | |

第2 事業費並びに内訳

| 項目 | 内 容 | 実施時期 | 事業者名 (相手先) | 税込金額 (円) | 税抜金額 (円) |
|------|-----|------|---------------|-------------|-------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 事業費計 | | | | | |

※事業費が分かる見積書等を別紙で添付すること

※第3条(2)～(3)の事業を実施する場合は相手先を記載すること

第3 販売計画

| 項目 | 初年次 R 年 | 2年次 R 年 | 3年次 R 年 | 目標年次 R 年 | 備考 |
|-------------------|------------|------------|------------|-------------|----|
| 対象商品名 | | | | | |
| 販売数量 | | | | | |
| 販売単価 (円) | | | | | |
| 販売総額 (円) | | | | | |
| 具体的な販売先 (販売地域) | | | | | |

第4 その他添付資料

事業実施主体等の主な活動内容がわかる説明資料（法人の場合は直近の総会資料の写し、定款等）

【外貨獲得加速化推進事業費補助金交付申請に係る誓約・同意事項】

所在地
事業者名
代表者名

この申請における要件審査のため「由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第3条第2項」及び「由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第8条第2項（特例措置）」に基づき次の項目について、調査されることに同意します。

補助事業の遂行に関し必要な報告等及び是正を求められた場合、誠意をもって対応するとともに、補助金交付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、補助金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還します。

【市税等の納税等状況調査項目】

①市税（都市計画税、国民健康保険税を含む。）②介護保険料③後期高齢者医療保険料
④保育料等(保育所、乳幼児健康支援一時預かり事業費用負担金、学童保育料、児童福祉施設入所費用を含む。)⑤水道・下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金⑥ガス使用料⑦市営住宅使用料⑧YB ネット使用料（特例措置に係る項目）⑨CATV利用料（インターネット使用料を含む（特例措置に係る項目））

| | | |
|----------------------------|----------------------------|-------|
| ※ 事 務 処 理 欄 | 市税等の納付状況を調査した結果は、次のとおりである。 | |
| | 調 査 項 目 | |
| | 調 査 結 果 | |
| | 調 査 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 調査職員所属氏名 | |

外貨獲得加速化推進事業 事業実施状況報告書

年 月 日

由利本荘市長 様

所在地

事業者名

代表者名

第1 実施事業名

第2 実施状況報告

1年目（令和 年）

| 項目 | 計画 | 実績 | 備考 |
|--------|----|----|----|
| 対象商品名 | | | |
| 数量 | | | |
| 販売額（円） | | | |
| 主な販売先 | | | |

2年目（令和 年）

| 項目 | 計画 | 実績 | 備考 |
|--------|----|----|----|
| 対象商品名 | | | |
| 数量 | | | |
| 販売額（円） | | | |
| 主な販売先 | | | |

2年目報告時に、1年目の計画・実績も記載していること。

3年目（令和 年）

| 項目 | 計画 | 実績 | 備考 |
|--------|----|----|----|
| 対象商品名 | | | |
| 数量 | | | |
| 販売額（円） | | | |
| 主な販売先 | | | |

3年目報告時に、1年目及び2年目の計画・実績も記載していること。